

錦帯橋風致地区における建築物等の規制について

1. 風致地区の特性

岩国市では、錦帯橋周辺の豊かな自然とかつての城下町の歴史的風情が調和した自然的景観を保護し後世に伝えるため、昭和13年から、錦帯橋を中心とする一帯を「錦帯橋風致地区」に指定しています。

区域面積341.1ヘクタールの「錦帯橋風致地区」は、清流錦川や良好な自然環境を有する城山、岩国藩由来の城下町の風情の残る横山、岩国、川西地区を含んでおり、自然環境と歴史的景観が調和した良好な自然的景観が保全されています。

このパンフレットは、「錦帯橋風致地区」の指定の目的、規制の考え方等についての概要を示したものです。これからも「錦帯橋風致地区」を本市の自然的景観及び歴史・文化のシンボルとして、守り、育てていきたいと考えていますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

2. 風致地区指定の目的、指定の範囲、特に風致を維持すべき地区

風致地区指定の目的

豊かな自然林が保全されている城山の自然景観と、清らかな流れを湛える錦川、そこに架かる錦帯橋及び錦川と一体を成す水辺景観、岩国城下町における武家地等に由来する緑豊かな市街地が一体となった都市の風致景観の保全と継承を目的とする。

風致地区指定の範囲

良好な自然環境を有する城山、湾曲して流下する錦川及びその周囲の緑地、また、これらと一体となって良好な自然的景観を形成すべき区域を指定の範囲とする。

特に風致を維持すべき地区

自然林により良好な自然環境が保全され、緑豊かな自然環境を有する城山、また、城山を背景とし、水と緑に囲まれた吉香公園や城下町の面影を残す歴史的街なみが調和し、良好な自然的景観の保全が図られている横山地区を、特に風致を維持すべき地区とする。



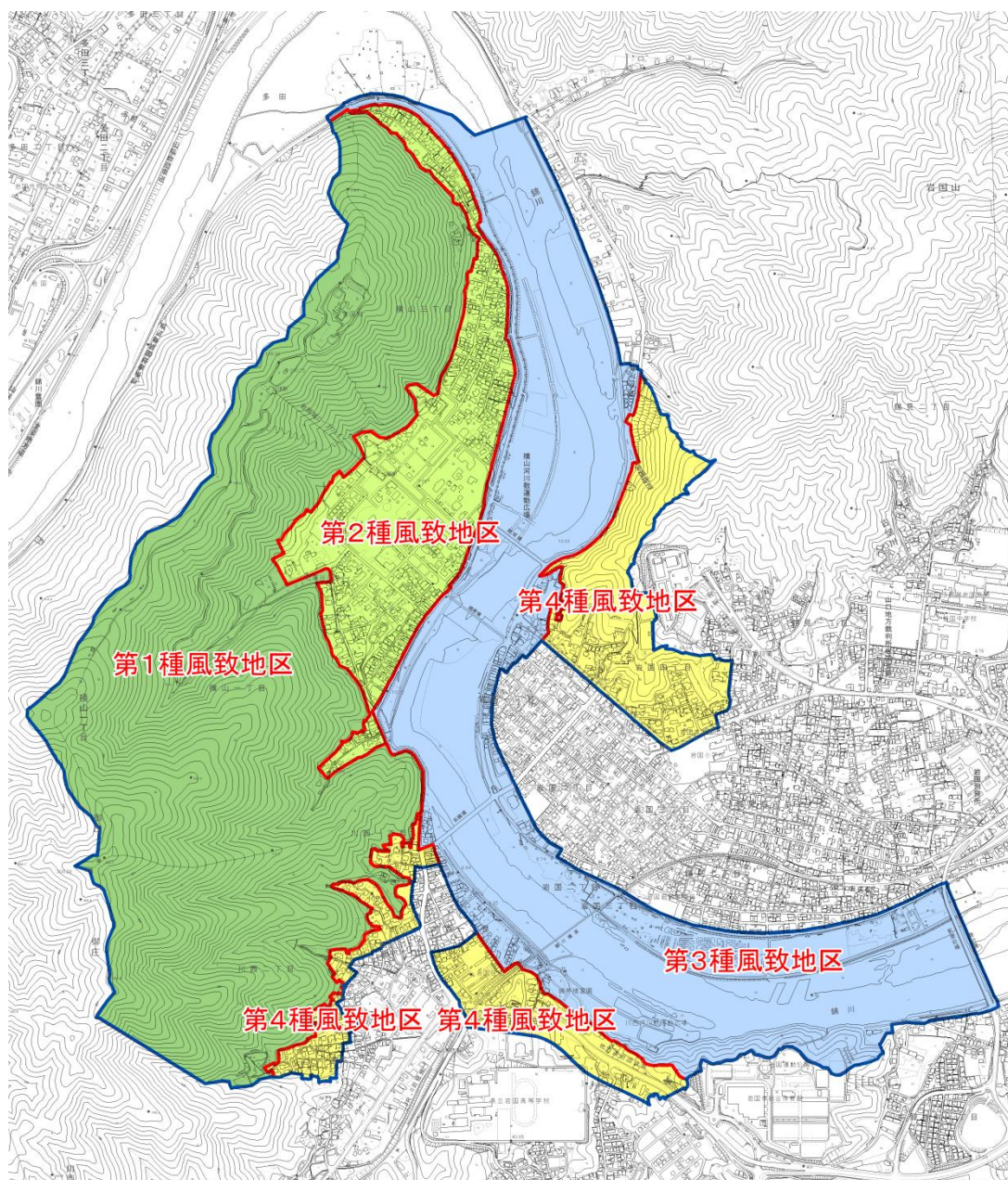
3.許可を要する行為

許可を要する行為には次のものがあり、市長の許可が必要です。

- ①建築物その他の工作物の新築、改築、増築又は移転
- ②建築物等の色彩の変更
- ③宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更
- ④水面の埋立て又は干拓
- ⑤木竹の伐採
- ⑥土石の類の採取
- ⑦屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積

4.風致地区の区分

地域の特性に応じて第1種～第4種風致地区に区分し、区分ごとに許可基準を定めています。



5.風致地区における許可基準

区分毎に定める主な基準

第1種風致地区



良好な自然環境を有する地区で、現存の風致を維持する地区

建築物の建築

高さ	建ぺい率	壁面 後退距離	形態及び意匠
8m以下	3/10以下	1.5m以上	外観は和風等

宅地の造成等

工作物の建設

緑地率	位置、規模、形態及び意匠
30%以上	周辺の風致と調和させること

第2種風致地区



良好な自然的景観を有し又は周辺に良好な自然環境が存する地区で、現存の風致を維持する地区

建築物の建築

高さ	建ぺい率	壁面 後退距離	形態及び意匠
10m以下	4/10以下	1.0m以上	外観は和風等

宅地の造成等

工作物の建設

緑地率	位置、規模、形態及び意匠
20%以上	周辺の風致と調和させること

第3種風致地区



良好な自然的景観を有し又は周辺に良好な自然環境が存する地区で、自然的景観と調和した土地利用に配慮して、現存の風致を維持する地区

建築物の建築

高さ	建ぺい率	壁面 後退距離	形態及び意匠
15m以下	4/10以下	1.0m以上	外観は和風等

宅地の造成等

工作物の建設

緑地率	位置、規模、形態及び意匠
20%以上	周辺の風致と調和させること

第4種風致地区



良好な自然的景観を有し又は周辺に良好な自然環境が存する地区で、都市的土地利用との調和に配慮して、現存の風致を維持する地区

建築物の建築

高さ	建ぺい率	壁面 後退距離	形態及び意匠
15m以下	4/10以下	1.0m以上	周辺の風致と調和したものとする等

宅地の造成等

工作物の建設

緑地率	位置、規模、形態及び意匠
15%以上	周辺の風致と調和させること

※ 許可基準の詳細は景観整備課にお問い合わせください。

6.許可を要しない行為

○法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

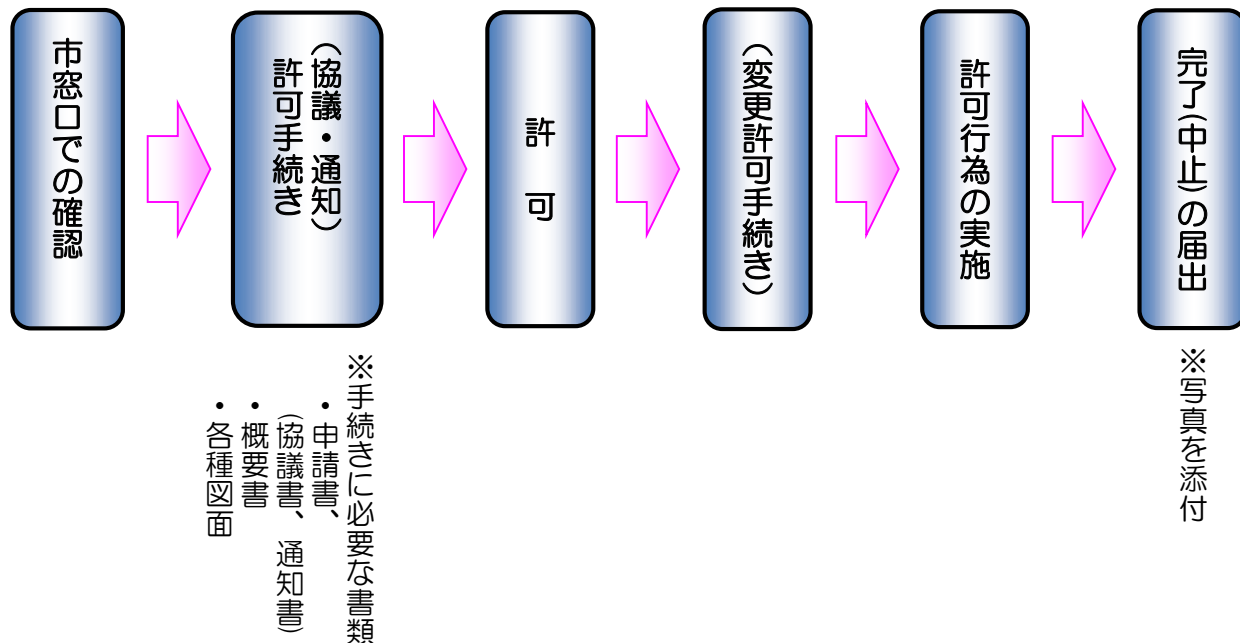
○建築物の存する敷地内で行う行為。ただし、次に掲げる行為を除く。

- ア 建築物の新築、改築、増築又は移転
- イ 建築物に附属する物干場、受信用の空中線系（その支持物を含む。）その他これらに類する工作物以外のものの新築、改築、増築又は移転
- ウ 高さが1.5mを超える法を生ずる切土又は盛土を伴う土地の形質の変更
- エ 高さが5mを超える木竹の伐採
- オ 高さが1.5mを超える法を生ずる切土又は盛土を伴う土石の類の採取

○農業、林業又は漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げる行為を除く。

- ア 建築物の新築、改築、増築又は移転
- イ 用排水施設（幅員が2m以下の用排水路を除く。）又は幅員が2mを超える農道若しくは林道の設置
- ウ 宅地の造成又は土地の開墾
- エ 水面の埋立て又は干拓
- オ 森林の択伐又は皆伐（林業を営むために行うものを除く。）

7.許可の流れ



○風致地区の自然的景観の保全に対する意識を高め、景観まちづくりに取り組みましょう。
○住宅敷地内への積極的な植栽などにより、緑豊かな市街地の形成を図りましょう。

8.書類の提出先

都市開発部 景観整備課

電話：(0827)29-5162